

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び中区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区（広島八丁堀3番7番地区）

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市中区八丁堀

3 縦覧場所

（1）広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局都市計画課

（2）広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

中区役所建設部建築課